

# 国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱

平成 19 年 6 月 26 日

要綱第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都福祉サービス第三者評価の指針（14 福総改第 128 号。以下「指針」という。）に基づく第三者評価を受審する福祉サービス提供事業者（以下「事業者」という。）に対し、その受審に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象評価)

第 2 条 この要綱において補助の対象となる第三者評価は、事業者及び利用者以外の第三者たる評価機関（以下「評価機関」という。）が、その専門的かつ客観的な立場から別表第 1 に定める方法により、当該事業者のサービスの内容及び質、事業者の経営及び組織のマネジメント能力を評価するものとする。

(補助対象サービス)

第 3 条 補助の対象となる第三者評価に係る福祉サービス（以下「補助対象サービス」という。）は、次に掲げるサービスとする。

(1) 高齢者福祉サービス

- ア 訪問介護
- イ 訪問入浴介護
- ウ 訪問看護
- エ 通所介護
- オ 短期入所生活介護
- カ 福祉用具貸与
- キ 居宅介護支援
- ク 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ケ 特定施設入所者生活介護
- コ 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。以下同じ。）
- サ 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。以下同じ。）

(2) 障害者福祉サービス

- ア 居宅介護
- イ 短期入所

(3) 子ども家庭福祉サービス

- ア 認証保育所 A 型・B 型

(補助対象事業者)

第 4 条 補助を受けることができる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所を有し、補助対象サービスを市内において、実施及び運営をする法人又は個人とする。

(補助対象金額等)

第5条 補助対象経費、補助基準額及び補助金額は、別表第2に定めるところによる。この場合において、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助対象事業者は、この補助金の交付を受けようとするときは、国分寺市福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、補助対象事業者から前項の規定による申請のあった事業について、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めるときは補助金の交付をしないことを決定し、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が当該交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更しようとするときは、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金変更交付申請書(様式第4号)に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があった場合において、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の変更交付を決定し、国分寺市福祉サービス第三者評価受審支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、適当でないと認めるときは補助金の変更交付をしないことを決定し、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金変更交付却下通知書(様式第6号)により、当該変更交付申請をした者に通知するものとする。

(事情変更による届出)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後に、事情の変更を生じたときは、速やかに市長に届け出て、市長の必要な指示を受けなければならない。

(実施状況の報告等)

第9条 補助事業者は、補助事業の実施状況について、市長が補助事業者に報告を求めるときは、それに誠実に応じなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その実績について福祉サービス第三者評価受審費補助事業の実績報告書(様式第7号。以下「事業実績報告書」という。)により市長に報告しなければならない。

(是正措置)

第10条 市長は、前条の規定による実施状況の報告又は実績報告の審査の結果、この要綱に定める補助条件に適合しないと認めるときは、当該補助金を受けた補

助事業者に、当該補助条件に適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は、第 9 条第 2 項の規定による事業実績報告書を受けたときは、当該実績報告書を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金交付確定通知書(様式第 8 号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 12 条 補助事業者は、前条に定める補助金額の確定後、国分寺市第三者評価受審費補助金請求書(様式第 9 号)により、市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第 9 条の規定による是正措置に応じないとき。
- (5) 補助事業者と評価機関との間で、評価契約が解除されたとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じることができる。

- (1) 交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (2) 補助金の額が確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているとき。

(違約加算金及び延滞金)

第 15 条 補助事業者、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。この場合において、違約加算金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。この場合において、延滞金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 16 条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類の保管)

第 17 条 補助事業者が補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後 5 年間保存しなければならない。

(評価結果の公表)

第 18 条 補助事業者は、認証評価機関より推進機構に提出された福祉サービスの第三者評価結果のうち共通評価項目に係るもので推進機構が定めた項目に関し、財団法人東京都福祉保健財団（平成 14 年 3 月 1 日に財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団という名称で設立された法人をいう。）が運営する福祉情報総合ネットワークにおいて公表するとともに、市の所管課に当該評価結果を提出し、かつ、ホームページ等を活用し、広く市民に公表しなければならない。この場合において、その評価結果の内容、講評等を事業所内の利用者の見やすい場所に掲示するとともに、利用者、家族等に説明しなければならない。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

#### 別表第 1（第 2 条関係）

評価手法	財団法人東京都福祉保健財団内に設置された東京都福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）の定めるところにより行うものとする。この場合において、評価機関は、利用者の意向を把握するために行う利用者調査並びにサービス内容及び質、事業者の経営や組織のマネジメントの力を把握するために行う事業評価を併せて実施するものとする。ただし、推進機構が省略を必要と認めるサービス種別にあつては、推進機構は、都と協議の上、事業評価のうちの一部を省略することができるものとする。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

評価項目	利用者及び事業者が、評価結果について比較検討することが可能となるよう、推進機構の定めた共通評価項目を必ず取り入れたものとする。ただし、評価機関は、評価を行う際に別途独自の項目を設定することができるものとする。
評価機関	推進機構の認証した評価機関（以下「認証評価機関」という。）とする。
評価者	認証評価機関に所属し、推進機構の実施する評価者養成講習その他必要な研修を修了している者とする。

別表第2（第5条関係）

対象区分	サービス種別	補助対象経費	補助基準額	補助額
高齢者福祉サービス	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 通所介護 短期入所生活介護 居宅介護支援 福祉用具貸与 軽費老人ホーム（ケアハウス） 特定施設入所者生活介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護	受審に要した経費	1事業当たり 300,000円ただし、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護にあつては 600,000円	補助基準額と補助対象経費とを比較して少ない方の額から1,000円未満の端数を切り捨てて得られた額。
障害者福祉サービス	居宅介護 短期入所	同上	1事業当たり 300,000円	同上
子ども家庭サービス	認証保育所 A型・B型	同上	1事業当たり 600,000円	同上

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

法人名

所在地

事業所名

代表者名

印

国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金の交付申請書

標記の件について、 年度国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱第6条1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて交付申請します。

記

- 1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 申請額内訳書 別紙のとおり
- 3 事業計画書 別紙のとおり

(添付書類)

- ・歳出・歳入予算書抄本
- ・評価機関との福祉サービス第三者評価契約書(写)
- ・事業工程表

担当者氏名

電 話

F A X

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

法人名

所在地

事業所名

代表者名

様

国分寺市長

印

国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金の交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金について、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱第6条2項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定します。

記

補助金交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国分寺市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

法人名

所在地

事業者名

代表者名

様

国分寺市長

印

国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金について、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱第6条2項の規定に基づき審査した結果、下記の理由により交付しないことと決定しました。

記

交付しない理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国分寺市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

国分寺市長 殿

法人名

所在地

事業者名

代表者名

印

国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金変更交付申請書

標記の件について、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱第7条1項の規定に基づき、関係書類を添えて変更交付申請します。

記

- |   |          |        |       |   |
|---|----------|--------|-------|---|
| 1 | 既申請額     | 金      | _____ | 円 |
| 2 | 変更申請額    | 金      | _____ | 円 |
| 3 | 変更申請額内訳書 | 別紙のとおり |       |   |
| 4 | 変更事業計画書  | 別紙のとおり |       |   |

(添付書類)

- ・変更歳出・歳入予算書抄本
- ・評価機関との福祉サービス第三者評価変更契約書(写)
- ・事業変更工程表

担当者氏名

電 話

F A X

様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

法人名

所在地

事業者名

代表者名

様

国分寺市長

印

国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金の変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金について、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱第7条2項の規定に基づき、下記のとおり変更交付を決定します。

記

変更交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国分寺市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として（訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

法人名

所在地

事業者名

代表者名

様

国分寺市長

印

### 国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金変更交付却下通知書

年 月 日付けで変更申請のあった 年度国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金について、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱第7条2項の規定に基づき審査した結果、下記の理由により却下します。

#### 記

#### 却下理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国分寺市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

国分寺市長 殿

法人名

所在地

事業者名

代表者名

印

国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業の実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年  
度国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金に係る事業実績について、国  
分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱第9条2項の規定に  
基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- |   |           |           |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 交付決定を受けた額 | 金 _____ 円 |
| 2 | 実績額算出内訳   | 別紙のとおり    |
| 3 | 事業実績報告書   | 別紙のとおり    |

（添付書類）

- ・歳出・歳入決算書抄本
- ・支払済証明書（補助金請求に係る領収書写し）
- ・福祉サービス第三者評価結果報告書（写）2部
- ・事業工程表（実績）

担当者氏名

電 話

F A X

様式第8号(第11条関係)

第 号  
年 月 日

法人名

所在地

事業者名

代表者名

様

国分寺市長

印

国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金の交付確定通知書

年 月 日付けで事業実績報告のあった 年度国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助金について、国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり交付すべき補助金額を確定したので通知します。

記

交付確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国分寺市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)。また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国分寺市を被告として(訴訟において国分寺市を代表する者は国分寺市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

国分寺市長 殿

法人名

所在地

事業者名

代表者名

印

国分寺市福祉サービス第三者者評価受審費補助金交付請求書

年度国分寺市福祉サービス第三者評価受審費補助事業実施要綱第  
12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付請求額

金 \_\_\_\_\_ 円